

## 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 2023年度公示に向けたご案内

### 1. スケジュール(予定)

公 示 日:2023年9月1日(金)

提案提出締切:2023年9月29日(金)正午※

選定結果通知:2023年12月下旬

※事前登録はありません。提案提出締切日までに専用サイトから応募してください。専用サイトは公示日に公開される募集要項をご確認ください。

### 2. 募集内容

2023年度公示は2022年度公示に引き続き、試行的制度改編として「ニーズ確認調査」「ビジネス化実証事業」「普及・実証・ビジネス化事業」を募集します。応募に係る各種要件は公示日に公開される募集要項をご確認ください。

#### (1) 調査メニューの特徴

##### ①ニーズ確認調査(ビジネス化支援型)

調査概要	提案法人が開発途上国のビジネス展開に関する初期仮説に基づき、顧客ニーズの検証、顧客ニーズと製品/サービスとの適合性の検証を実施した上で、初期的な事業計画を策定する調査。
想定応募企業	具体的な進出先は決まっていないが、〇〇地域(例:アフリカ)でビジネスの展開の見込みがあるか確かめたい企業。

##### ②ビジネス化実証事業(ビジネス化支援型)

調査概要	提案法人が開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの開始に向けて、製品/サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、製品・サービス提供体制構築及び収益性確保に目途を立たせ、事業計画の精度を高める事業。
想定応募企業	進出先における事業計画の素案があり踏み込んで現地適合性を確認し、事業計画を精緻化したい企業。

##### ③普及・実証・ビジネス化事業(調査委託型)

調査概要	相手国実施機関と共に、途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じ、事業計画案を策定する事業。
想定応募企業	進出先における事業計画の素案があり進出先の政府関係機関と共に製品/技術・サービスの有用性を提案機材の実証を通して確認したい企業。

## (2) 対象法人区分

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人が対象となり、提案企業の法人区分によって応募できる支援メニューが異なります。応募可能な支援メニューは確認ツール([URL](#))からも確認できます。なお、共同企業体として「ニーズ確認調査」もしくは「普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)」に応募する場合は、全ての構成企業が該当する法人区分を満たす必要があります。

法人区分/支援メニュー		ビジネス化支援型		調査委託型	
		ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業	普及・実証・ビジネス化事業	
				中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
営利法人	中小企業・中堅企業	○	○	○	
	上記以外		○		○
	非営利法人	○	○		○
	中小企業団体	○	○	○	

中小企業: 中小企業基本法 第2条第1項~4項のいずれかに該当する企業

中堅企業: 業種問わず資本金額 10 億円未満の企業

非営利法人: 社団法人、学校法人、医療法人、NGO、NPO 等

中小企業団体: 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合、商工組合

## (3) スタートアップ企業の応募

①設立 15 年以下、②未上場、③スタートアップ企業向け外部資金の獲得額が 500 万円以上※のすべてを満たす企業からの応募を、「スタートアップ企業からの応募」として扱います。スタートアップ企業からの応募は販売実績や財務要件といった一部の応募資格要件を緩和します。

※ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等の合算

## (4) 地域金融機関連携案件

提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、途上国の課題を解決する SDGs ビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的とし、提案法人と取引のある地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合)に所属する人材が参画する提案を 2022 年度公示に引き続き募集します。地域金融機関所属の業務従事者が担う役割とその目的を明確にした上で、ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業では当該業務従事者にかかる旅費を、普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)では、旅費に加えて人件費を上限額に上乗せして計上可能です。

## (5) 応募勸奨分野・課題

本年 6 月に改定された開発協力大綱では、民間企業など様々な主体との共創による開発協力を推進することが明記されました。本公示では、「質の高い成長」の実現や地球規模課題を解決するため、DX を対象とした提案及び、気候変動対策や外国人材受入・活躍支援に係る高い開発効果が見込まれる提案その他、太平洋島嶼国を対象とした提案についても応募を強く勸奨します。また、JICA グローバルアジェンダ([URL](#))との親和性が高い案件についても、応募を勸奨します。

- デジタルトランスフォーメーション(DX)(デジタル技術やデータに基づく価値創出による課題解決の実現)に資する提案
- 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロの達成に資する日本企業の優れた先端技術の途上国で

の活用に資する提案

- 外国人材受入・活躍支援に資する提案(途上国での人材育成や活用への具体的な取組が含まれるもの)
- 2024 年夏頃に開催予定の第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)に向けた太平洋島嶼国<sup>\*</sup>を対象とした提案

<sup>\*</sup>JICA 在外拠点はサモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、バブアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシアにあります。

## (6) 対象国

JICA の在外拠点(在外事務所及び支所)が設置されている ODA 対象国を対象とすることを原則とします。なお、安全管理上等の理由から、アフガニスタン、イエメン、シリア、スーダン、ハイチ、ブルキナファソ、ベネズエラ、南スーダンは対象国から除外します。また、対象国であっても、応募時点で外務省海外安全情報(危険情報)([URL](#))において「レベル 3」及び「レベル 4」と指定されている国又は地域、JICA 安全対策措置([URL](#))において「渡航禁止」とされている国又は地域は、本事業の対象外となります。

※ミャンマーを対象国とした応募につきましては、情勢が刻一刻と変わっていることを踏まえ、応募を検討されている場合はお近くの JICA お問合せ窓口([URL](#))へ公示前までにご相談ください。

## 3. 応募に関する参考情報

### (1) 制度の説明資料

応募に関する様々な情報を発信しています。制度説明資料では制度の詳しい説明に加え、応募に関する要件の概要や審査要件を含めご確認頂けます。是非ご確認ください。

- 制度説明資料([URL](#))

### (2) 説明会及び各種セミナー情報

応募に向けた説明会を 2023 年 5 月 12 日に開催しました。同説明会の動画や記載ガイド付きの企画書(案)<sup>\*</sup>を公開しております。また、応募に向けた各セミナーもありますので、併せて是非ご確認ください。

<sup>\*</sup>ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業のみ。普及・実証・ビジネス化事業は 2022 年度公示の資料をご確認ください。また企画書は変更される場合が御座います。必ず公示日に公開される募集要項附属書類の企画書を用いて応募してください。

- 応募に向けた説明会アーカイブ([URL](#))
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業のご応募を検討される企業様向けオンライン研修([URL](#))
- 開発途上国ビジネスニーズセミナー([URL](#))

### (3) 個別相談

JICA の各拠点([URL](#))にて応募前の事前コンサルテーションが可能です。最寄りの JICA 機関へ是非ご相談ください。なお、事前コンサルテーションのお申込みは 2023 年 8 月 25 日までとなります。お早目にご相談頂けますと幸いです(コンサルテーションは 2023 年 8 月 31 日までの日程で調整させていただきます)。公示日以降、本公示への応募を予定されている個別案件に関するコンサルテーションは、選定の公平を確保するため不可となりますが、募集要項等の公示に係る質問は 9 月 29 日まで可能です。

以上